

令和8年度相馬市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域は、平坦地と山間部が相折半し、市街地は中央の平坦地に位置している。宇多川を中央に北に地蔵川、南に日下石川が流れて約3,000haの耕地を潤し、太平洋にそそいでいる。

農地の状況は、令和6年1月1日時点で、田30,03km²、畑10,73km²となっている。

地域が抱える課題としては、農業者の高齢化及び後継者不足、離農者増加に伴う自己保全管理、荒地等の不作付地や耕作放棄地の増加、地域振興作物の作付面積の減少、有害鳥獣による農作物被害の増加による農作物作付面積の減少等がある。

小規模農家の取り組みについては、自家消費用米作付生産が主体であり、合わせて農業者の高齢化、離農者の増加に伴う自己保全管理、荒地等の不作付地や耕作放棄地も増えており、これらをどう解消していくかが課題となっている。

さらに、小規模農家だけでなく、大規模農家にとっても高齢化及び後継者不足は深刻な問題であり、近年、地域の中心的な経営体となっていた農家がリタイヤするケースも見受けられ、ほ場の集約化が進む一方で、一つの大規模農家に係る負担が大きくなっていることも課題である。

これまで、麦、大豆、飼料用米等に対しては、産地交付金で支援をしてきたことにより作付面積は維持されているが、単収及び品質の向上、コスト低減に向けた取組や需要のある作物への作付転換など収益力の向上に向けた更なる取組が必要である。

また、水田農業の収益力向上に向け、関係機関の連携による栽培技術の普及、啓発等の取組が重要となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 適地適作の推進

麦・大豆については、排水対策、土壌改良が重要であることから、地区内のほ場条件等の検討を行い、麦・大豆に適したほ場での作付の推進を図る。

(2) 収益性・付加価値の向上

需要があり収益性を見込める「ねぎ」「ブロッコリー」「かぼちゃ」を中心に作付推進を行ってきたが、県・JA等関係機関との連携により販売促進に向けた説明会等を実施し新規就農者等に向けてさらに積極的な作付面積の拡大推進を図る。

(3) 新たな市場・需要の開拓

輸出用米等を新たに取り組むには、JA等関係機関の連携が不可欠であり、今後取り組みに向けた説明会等を実施しながら推進を図る。

(4) 生産・流通コストの低減

飼料用米の収益を上げるためには、単収の向上、低コスト生産技術の導入や農地の集積・集約化が重要である。このため、直播栽培や疎植栽培等の生産技術の普及を図るとともに、ほ場の集団化を推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 地域の実情に応じた農地の在り方

本地域において、水田農業における高齢化は深刻な問題であり、担い手の確保が急務である。近年、特に果樹の若手農業者が不足していることから、畑地化支援事業を活用した畑地化推進を図り、現在の果樹面積を維持継続しつつ、将来的には畑地化を

進められるよう支援を行う。

(2) 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

本地域の振興作物、地域の実情に応じた作物や管理方法の選択については、JA 等関係機関の担当者と連携をとりながら検討し、説明会等を行っていく。

(3) 地域におけるブロックローテーション体系の構築

本地域において、ブロックローテーションを行っている地域は、1 地区の麦・大豆のほ場である。営農計画書及び現地確認をもって水田の利用状況を確認し、畑作物等に取り組む担い手及び法人に対して、水稻を組み入れたブロックローテーションの体系構築の検討を進める。

(4) 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

地域内全地区について、転作作物の作付けが定着し、水稻を組み入れない作付体系が5年以上定着しているほ場の有無について、関係機関による点検を行うとともに、農業者を含めた話し合いを行い、畑作物への作付意向のある農業者に対しては、地区内においてブロックローテーション体制の検討を促していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

米の需要が減少し続けることが見込まれる中、需要に応じた生産を基本としつつ、主食用米の需給調整を効果的に進めることが重要である。農地集積の推進および集落営農の発展とともに法人化を含めた効率的な農業経営を目指すこととする。

(2) 備蓄米

「天のつぶ」などで多収栽培技術を導入しながら、優先枠の確保に努め、農業者の積極的な取り組みを進める。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米の本作化のために、産地交付金等の支援をしてきたが、相馬市の収量は全国平均を下回っている。令和6年度から一般品種における戦略的作物助成の交付単価が段階的に引き下げられたことから、多収品種での取り組みが増加となったが令和6年度の主食用米の買取価格の高騰により令和7年度は飼料用米取り組み面積が大きく減少となってしまった。令和8年度は、需要に応じた米生産を基本とし作付面積の・拡大を図る。

イ 米粉用米

該当なし

ウ 新市場開拓用米

該当なし

エ WCS 用稲

該当なし

オ 加工用米

加工用米の需要動向を注視しながら、JA 等関係機関と連携を図り、多収品種や

需要に沿った品種の計画的な導入と作付推進を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、団地化の推進及び水稻を含めたローテーションに取り組み、生産性の向上と収量の増加を目指しながら、労働時間の短縮を図り高品質・低コストによる経営の安定を図る。

飼料作物については、相馬市内の畜産農家の自給飼料として活用しており、令和8年度についても、団地化の推進を図りながらコスト削減に取り組み、労働時間を短縮できるよう推進する。

(5) そば、なたね

該当なし

(6) 地力増進作物

該当なし

(7) 高収益作物

相馬市における地域振興作物として、「ねぎ」「ブロッコリー」「かぼちゃ」を中心に、JA等の指導の下、新規就農者の育成を行い、高齢者や小規模農業者に対して、適合規格、品質の向上を図りながら取組を推進し、作付面積の拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1766	0	1770	0	1770	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	74.42	0	100	0	360	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	91.63	0	100	0	100	0
麦	39.4	0	49.16	0	49.16	0
大豆	105.64	0	100	0	120	0
飼料作物	120.97	0	130	0	142	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	8.36	0	9.85	0	9.85	0
・野菜	7.33	0	8.25	0	8.25	0
ねぎ	0.15	0	0.2	0	0.2	0
かぼちゃ	0.03	0	0.05	0	0.05	0
ブロッコリー	2.13	0	2.5	0	2.5	0
野菜助成対象	5.02	0	5.5	0	5.5	0
・花き・花木	1.03	0	1.5	0	2	0
花き・花木助成対象	1.03	0	1.5	0	1.5	0
・果樹	0	0	0.1	0	0.22	0
果樹助成対象	0	0	0.1	0	0.1	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦（基幹作物）	麦の団地化による 低コスト生産支援	6 ha以上の連坦団地化面積	（7年度） 25.8ha	（8年度） 28.0ha
			10 a 当たり労働時間	（7年度） 23.0h/10a	（8年度） 20.0h/10a
			2 ha以上 6 ha未満の 連坦団地化面積	（7年度） 9.3ha	（8年度） 14.0ha
			10 a 当たり労働時間	（7年度） 24.0h/10a	（8年度） 21.0h/10a
2	大豆（基幹作物）	大豆の団地化による 低コスト生産支援	6 ha以上の連坦団地化面積	（7年度） 98.9ha	（8年度） 113.0ha
			10 a 当たり労働時間	（7年度） 20.0h/10a	（8年度） 19.6h/10a
			2 ha以上 6 ha未満の 連坦団地化面積	（7年度） 4.65ha	（8年度） 7.0ha
			10 a 当たり労働時間	（7年度） 23.0h/10a	（8年度） 21.5h/10a
3	粗飼料作物（粗飼料作物等 の範囲は、別紙2に定める 作物）（基幹作物）	粗飼料作物の団地化に よる低コスト生産支援	6 ha以上の連坦団地化面積	（7年度） 94.0ha	（8年度） 118ha
			10 a 当たり労働時間	（7年度） 9.4h/10a	（8年度） 8.5h/10a
			2 ha以上 6 ha未満の 連坦団地化面積	（7年度） 6.5ha	（8年度） 24.0ha
			10 a 当たり労働時間	（7年度） 9.4h/10a	（8年度） 9.0h/10a
4	飼料用米（基幹作物）	飼料用米生産性向上推 進助成	飼料用米取組拡大面積	（7年度） 2.1ha	（8年度） 185ha
			10 a 当たり生産費	（7年度） 86,100円/10 a	（8年度） 83,000円/10 a
5	飼料用米（多収品種） （基幹作物）	飼料用米多収栽培技術 導入支援（多収品種）	多収栽培技術導入面積	（7年度） 70.0ha	（8年度） 360.0ha
			10 a 当たりの収量	（7年度）500kg/10a	（8年度）534/10a
			10 a 当たりの生産費	（6年度）86,100円/10a	（8年度）83,500円/10a
6	ねぎ・ブロッコリー・かぼ ちゃ（基幹作物）	地域振興作物助成	地域振興作物の作付面積	（7年度） 2.3ha	（8年度） 7.8ha
7	野菜（基幹作物）（別紙2助成 対象作物一覧のとおり）	野菜・花き・花木・果 樹助成	野菜・花き・花木・果 樹の作付面積	（7年度） 5.02ha	（8年度） 7.7ha
	花き・花木（基幹作物）（別紙 2助成対象作物一覧のとおり）			（7年度） 1.03ha	（8年度） 2.0ha
	果樹（基幹作物）（別紙2助成 対象作物一覧のとおり）			（7年度） 0ha	（8年度） 0.22ha
8	飼料用米の生産ほ場の稲わ ら（基幹作物）	わら利用（耕蓄連携）	飼料用米の稲わら利用面積	（7年度） 0ha	（8年度） 7.5ha
			畜産農家に占めるわら 利用の取組率	（7年度） 0.00%	（8年度） 7.00%
9	粗飼料作物（粗飼料作物等 の範囲は、別紙2に定める 作物）（基幹作物）	資源循環（耕蓄連携）	資源循環取組面積	（7年度） 17.6ha	（8年度） 26.0ha
			10 a 当たりの粗飼料作 物資材費	（7年度） 14,580円/10 a	（8年度） 12,600円/10 a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福島県

協議会名: 相馬市地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦の団地化による低コスト生産支援 ①大規模団地加算	1	7,000	麦(基幹作物)	6ha以上の団地化の取組
1	麦の団地化による低コスト生産支援 ②小規模団地加算	1	6,000	麦(基幹作物)	2ha以上6ha未満の団地化の取組
2	大豆の団地化による低コスト生産支援 ①大規模団地加算	1	7,000	大豆(基幹作物)	6ha以上の団地化の取組
2	大豆の団地化による低コスト生産支援 ②小規模団地加算	1	6,000	大豆(基幹作物)	2ha以上6ha未満の団地化の取組
3	粗飼料作物の団地化による低コスト生産支援①大規模団地加算	1	7,000	粗飼料作物(粗飼料作物等の範囲は、別紙2に定める作物)(基幹作物)	6ha以上の団地化の取組
3	粗飼料作物の団地化による低コスト生産支援②小規模団地加算	1	6,000	粗飼料作物(粗飼料作物等の範囲は、別紙2に定める作物)(基幹作物)	2ha以上6ha未満の団地化の取組
4	飼料用米生産性向上推進助成	1	4,000	飼料用米(基幹作物)	飼料用米の拡大面積
5	飼料用米多収栽培技術導入支援 (多収品種)	1	4,000	飼料用米(多収品種)(基幹作物)	飼料用米(多収品種)の取組
6	地域振興作物助成	1	7,000	ねぎ・ブロッコリー・かぼちゃ(基幹作物)	水田に対象作物の作付を行い、出荷・販売を行う取組
7	野菜・花き・花木・果樹(基幹作物)助成	1	5,000	野菜・花き・花木・果樹(基幹作物)(別紙2助成対象作物一覧のとおり)	水田に対象作物の作付を行い、出荷・販売を行う取組
8	わら利用(耕畜連携)	3	7,000	飼料用米の生産ほ場の稲わら(基幹作物)	飼料用米生産ほ場の稲わらを飼料として利用する取組
9	資源循環(耕畜連携)	3	7,000	粗飼料作物(粗飼料作物等の範囲は、別紙2に定める作物)(基幹作物)	水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けした水田に施肥する取組

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

相馬市地域農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
相馬市協議会	28,037,000	28,037,000		28,025,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

28,037,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位) ※3																	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場 開拓用 米	そば	なたね	地力増 進作物	高収益作物				その他	合計 ② ※5	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用 米	飼料用 米	WCS用 稲	加工用 米					野菜	花き・花 木	果樹	その他の 高収益 作物			
1	麦の団地化による低コスト生産支援①大規模団地加算	1	7,000	2,700																2,700	1,890,000
1	麦の団地化による低コスト生産支援②小規模団地加算	1	6,000	1,000																1,000	600,000
2	大豆の団地化による低コスト生産支援①大規模団地加算	1	7,000		12,500															12,500	8,750,000
2	大豆の団地化による低コスト生産支援②小規模団地加算	1	6,000		1,300															1,300	780,000
3	粗飼料作物の団地化による低コスト生産支援①大規模団地加算	1	7,000			13,000														13,000	9,100,000
3	粗飼料作物の団地化による低コスト生産支援②小規模団地加算	1	6,000			1,200														1,200	720,000
4	飼料用米生産性向上推進助成	1	4,000					2,700												2,700	1,080,000
5	飼料用米多収栽培技術導入支援(多収品種)	1	4,000					7,200												7,200	2,880,000
6	地域振興作物助成	1	7,000												250					250	175,000
7	野菜・花き・花木・果樹助成	1	5,000												500	100				600	300,000
8	わら利用(耕蓄連携)	3	7,000					500												500	350,000
9	資源循環(耕蓄連携)	3	7,000			2,000														2,000	1,400,000
合計(基幹)※4			実面積	3,700	13,800	14,200		10,000							730	100				42,530	※6
合計(二毛作)※4			実面積																	0	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注) 使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

追加配分があった場合は、次の①→③の順に従い調整し、配分枠に達するまでこれを繰り返す。

①整理番号「1」に1,000円/10aを上限の範囲内で単価を上乗せする。

②整理番号「2」に1,000円/10aを上限の範囲内で単価を上乗せする。

③整理番号「3」に1,000円/10aを上限の範囲内で単価を上乗せする。

※以下の計算式により各使途ごとに単価を算出し、残額については次の使途に順次活用する。

単価の計算方法：配分額のうち活用可能となる額÷当該使途の取組面積（原則として1,000円単位とする。）

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

地域の取組に応じた配分については、整理番号「4」「5」に所要額分（対象取組面積×当初単価）を充当する。

超過分（所要額－配分枠）については、その他の使途（整理番号「1」「2」「3」「6」「7」「8」「9」）の計画単価に単価調整係数を乗じて、整理番号「1」「2」「3」「6」「7」「8」「9」の単価を一律に減額する。

（計算式）単価調整係数：（配分額－整理番号「5」「6」の合計額）/整理番号「1」「2」「3」「4」「7」「8」「9」の合計額

調整後単価＝計画単価×単価調整係数

※単価は、原則として1,000円/10a単位となるよう調整する。

6. 高収益作物について

該当作物なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名（野菜・花き・花木・果樹除く）を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	相馬市地域農業再生協議会			整理番号	1(継続 R1)
使途名	麦の団地化による低コスト生産支援				
対象作物	麦(基幹作物)				
単 価	①大規模団地加算(6ha以上)(水田) 7,000円/10a(上限単価8,000円とする。) ②小規模団地加算(2ha以上6ha未満)(水田) 6,000円/10a(上限単価7,000円とする。)				
課 題	大豆の耕作が難しい水田については麦の作付を推進しているが、作付ほ場が点在していることにより、特に管理作業面において労働コストを要するため、麦の作付面積拡大の障害になっている。 令和4年度においては、団地化推進のため、地域協議会として農地中間管理事業の積極的な活用を推奨し、法人や認定農業者等が作物作付のバランスが良くなるよう地域全体を見渡した上で麦の作付けを実施するよう、地区毎に農業者向け説明会や個別相談会を行い、推奨を行った。 さらに令和5年度からは、排水対策(暗渠、または明渠による排水)を取組要件に追加することで収量増加を図ってきた。 令和6年度は、小規模農業者が単独で麦の作付を行っているなど、団地化まで集積が至らず産地交付金を受けられていない農業者がいた。労働時間についても、団地化が進んでいないほ場では、労働時間の短縮までは至らないのが現状となっていた。 令和7年度は、目標面積を40ha(大規模団地27ha、小規模団地13ha)と設定したが、実績は35.1ha(大規模団地25.8ha小規模団地9.3ha)と目標には届かなかった。 令和8年度について、団地化まで集積が進まないという課題を解消するため、引き続き産地交付金を活用しながら、取り組みを実施している農家に農地中間管理事業の積極的な利用を推奨するなど、団地化等生産性向上の取組を推進することにより、労働時間の削減、低コスト化に繋げ、作付面積の拡大による経営の安定化を図っていく必要がある。 なお、追加配分があった場合には、農協や農業者から聞き取った結果、ここ数年の間で燃料費や肥料代が10aあたり5,000円程度高騰しているとのことから、10aあたり1,000円(5,000円のうち20%)を上限単価に上乘せする。				
目 標	①6ha以上の連坦団地化面積、10a当たり労働時間	目標	令和5年度 25ha 21.0h/10a	令和6年度 26ha 21.0h/10a	令和7年度 27ha 20.5h/10a
		実績	20.4ha 23.0h/10a	21.4ha 23.0h/10a	25.8ha 23.0h/10a
	②2ha以上6ha未満の連坦団地化面積、10a当たり労働時間	目標	11ha 22.0h/10a	12ha 22.0h/10a	13ha 21.5h/10a
		実績	11.3ha 24.0h/10a	11.7ha 24.0h/10a	9.3ha 24.0h/10a
内 容	麦を作付する際、6ha以上又は2ha以上6ha未満の連坦団地化を構成して作付した場合、面積に応じて取組を支援する。				
具体的要件	1. 助成対象者 需要者等に出荷販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2. 取組要件 (1)需要者と出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。 基幹作物を対象とし、二毛作は対象外とする。 (2)対象作物について、①については、6ha以上の連坦団地を構成していること。 ②については、2ha以上6ha未満の連坦団地を構成していること。連坦団地の要件は別紙1のとおり。 (3)排水対策(暗渠、または明渠による排水)を行うこと。				
取組の 確認方法	1.助成対象者 交付申請者及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 2.取組要件 (1)出荷・販売契約書、出荷・販売伝票及び現地確認により確認する。 (2)、(3)現地確認、取組面積一覧及びほ場位置図及び作業日誌により確認する。				
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1.連坦団地化面積は、交付対象面積を集計する。 2.10a当たりの労働時間は、主要農家等の聞き取り調査により確認する。				
備考	令和8年度の実績状況の検証を行い、効果が確認できれば次年度も引き続きの支援を行う。なお、支援年限については設定していない。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	相馬市地域農業再生協議会				整理番号	2(継続 R3)
使途名	大豆の団地化による低コスト生産支援					
対象作物	大豆(基幹作物)					
単 価	①大規模団地加算(6ha以上)(水田) 7,000円/10a(上限単価8,000円とする。) ②小規模団地加算(2ha以上6ha未満)(水田) 6,000円/10a(上限単価7,000円とする。)					
課 題	相馬市の主要作物のひとつである大豆の作付面積拡大推進は、地区としても、地域協議会としてもなくすことはできない支援のひとつであり、産地交付金を活用し団地化等生産性向上の取組を行い、作付面積の拡大と労働時間の短縮、高品質・低コスト生産により、経営の安定を図る必要がある。 また、令和4年度においては、さらに団地化による低コスト生産を推進するため、耕うん同時畝立て播種を行うことを取組要件に追加した。令和5年度からは、土壌診断による適正施肥を取組要件に追加することで、収量アップを図っている。令和6年度は、天候不順対策のため農薬代等の経費が増加し、労働時間も増えたことや、資材価格高騰、原油価格高騰といった不可抗力の事由により、低コスト生産を実現することが厳しい状況が続いていることから目標には届かなかった。 令和7年度について、目標面積116ha(大規模団地110ha、小規模団地6ha)に対し、実績面積103.55ha(大規模団地98.9ha、小規模団地4.65ha)と目標には届かなかった。これはブロックローテーションでの面積の変動等などの理由があげられる。 令和8年度についても、引き続き団地化の取り組みに対して産地交付金による支援を継続し、作付面積の拡大・生産コストの低減を推進し、経営の安定化・収益力向上に繋げる必要がある。 なお、追加配分があった場合には、農協や農業者から聞き取った結果、ここ数年の間で燃料費や肥料代が10aあたり5,000円程度高騰しているとのことから、10aあたり1,000円(5,000円のうち20%)を上限単価に上乗せする。					
目 標	①6ha以上の連坦団地化面積、10a当たり労働時間	目標	令和5年度 80ha 20.0h/10a	令和6年度 110ha 19.8h/10a	令和7年度 110ha 19.7h/10a	令和8年度 113ha 19.6h/10a
		実績	109.7ha 20.0h/10a	107.2ha 20.0h/10a	98.9ha 20.0h/10a	—
		目標	令和5年度 8ha 21.5h/10a	令和6年度 8.5ha 21.9h/10a	令和7年度 6.0ha 21.7h/10a	令和8年度 7.0ha 21.5h/10a
		実績	2.9ha 23.0h/10a	2.9ha 23.0h/10a	4.65ha 23.0h/10a	—
内 容	大豆を作付する際、6ha以上又は2ha以上6ha未満の連坦団地化を構成して作付した場合、面積に応じて取組を支援する。					
具体的要件	1. 助成対象者 需要者等に出荷販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2. 取組要件 (1)需要者と出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。 基幹作物を対象とし、二毛作は対象外とする。 (2)対象作物について、①については、6ha以上の連坦団地を構成していること。 ②については、2ha以上6ha未満の連坦団地を構成していること。連坦団地の要件は別紙1のとおり。 (3)無人ヘリによる防除作業を行うこと。 (4)排水対策(暗渠、または明渠による排水)を行うこと。 (5)耕うん同時畝立て播種を行うこと。 (6)土壌診断による適正施肥を行うこと。					
取組の 確認方法	1.助成対象者 交付申請者及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 2.取組要件 (1)出荷・販売契約書、出荷・販売伝票及び現地確認により確認する。 (2)現地確認、取組面積一覧及びほ場位置図及び作業日誌により確認する。 (3)、(4)現地確認、作業日誌、写真等により確認する。 (5)、(6)作業日誌により確認する。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1.連坦団地化面積は、交付対象面積を集計する。 2.10a当たりの労働時間は、主要農家等の聞き取り調査により確認する。					
備考	令和8年度の取組状況の検証を行い、効果が確認できれば次年度も引き続きの支援を行う。なお、支援年限については設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	相馬市地域農業再生協議会				整理番号	3(継続 R2)
使途名	粗飼料作物の団地化による低コスト生産支援					
対象作物	粗飼料作物(粗飼料作物等の範囲は、別紙2に定める作物)(基幹作物)					
単 価	①大規模団地加算(6ha以上)(水田) 7,000円/10a(上限単価8,000円とする。) ②小規模団地加算(2ha以上6ha未満)(水田) 6,000円/10a(上限単価7,000円とする。)					
課 題	相馬市内で生産された粗飼料作物は、相馬市内の畜産農家が自給飼料として活用しているため、畜産農家の近隣地区で飼料作物を作付することで労働時間の削減が見込める。そのため、作付面積の拡大と生産コストの低減による経営の安定を図るため、産地交付金を活用し、団地化による生産性向上に資する取組を支援する必要がある。 これまで、団地化推進による労働時間の削減を図ってきたが目標達成とならなかったため、低コスト肥料の施用や農薬使用回数の低減、農業機械の共同利用、施肥同時播種などに取組むことを要件に追加し、取組要件の具体的要件2の取組要件(2)について、いずれか2つに取組むことに変更することで、労働時間の削減を図った。たが、小面積のほ場では労働時間の削減は難しく、令和5年、令和6年と目標には届かなかった。 令和7年度は、目標140.5ha(大規模団地加算117ha、小規模団地加算23.5ha)に対し、実績100.5h(大規模団地加算94.0ha、小規模団地加算6.5ha)となった。小規模団地加算について面積が減った理由については、畑地化促進に移行したためである。 令和8年度においても、団地化の取り組みに対して産地交付金による支援を継続することにより、作付面積の拡大・生産コストの低減を推進し、経営の安定化・収益力向上に繋げる必要がある。 なお、追加配分があった場合には、農協や農業者から聞き取った結果、ここ数年の間で燃料費や肥料代が10aあたり5,000円程度高騰していることから、10aあたり1,000円(5,000円のうち20%)を上限単価に上乗せする。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	①6ha以上の連坦団地 化面積、10a当たり労働 時間	目標	115.0ha 8.5h/10a	116ha 9.0h/10a	117ha 8.7h/10a	118ha 8.5h/10a
		実績	100.0ha 9.4h/10a	96.5ha 9.4h/10a	94.0ha 9.4h/10a	—
	②2ha以上6ha未満の 連坦団地化面積、10a 当たり労働時間	目標	22ha 8.8h/10a	23ha 8.8h/10a	23.5ha 8.7h/10a	24ha 9.0h/10a
		実績	18.8ha 9.4h/10a	13.0ha 9.4h/10a	6.5ha 9.4h/10a	—
内 容	粗飼料作物を作付する際、6ha以上又は2ha以上6ha未満の連坦団地化を構成して作付した場合、面積に応じて取組を支援する。					
具体的要件	1. 助成対象者 需要者等に出荷販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2. 取組要件 (1) 需要者と出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。 基幹作物を対象とし、二毛作は対象外とする。 (2) 低コスト肥料施用、農薬使用回数の低減、農業機械の共同利用、施肥同時播種のいずれか2つに取り組むこと。 (3) 対象作物について、①については、6ha以上の連坦団地を構成していること。 ②については、2ha以上6ha未満の連坦団地を構成していること。連坦団地の要件は別紙1のとおり。					
取組の 確認方法	1. 助成対象者 交付申請者及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 2. 取組要件 (1) 出荷・販売契約書、出荷・販売伝票及び現地確認により確認する。 (2) 作業日誌により確認する。 (3) 現地確認、取組面積一覧及びほ場位置図及び作業日誌により確認する。 (4) 作業日誌により確認する。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1. 連坦団地化面積は、交付対象面積を集計する。 2. 10a当たりの労働時間は、主要農家等の聞き取り調査により確認する。					
備考	令和8年度の取組状況の検証を行い、効果が確認できれば次年度も引き続きの支援を行う。 令和8年度において定着度が高い取組となった場合は、次年度において新たな取組要件を設定する。 また、個票9の粗飼料作物に係る助成との重複助成可とする。なお、支援年限については設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	相馬市地域農業再生協議会				整理番号	4(継続 R3)
使 途 名	飼料用米生産性向上推進助成					
対 象 作 物	飼料用米(基幹作物)					
単 価	対象面積10a当たり(水田) 4,000円/10a					
課 題	需要に応じた米生産を推進するためには、主食用米から需要が見込まれる飼料用米への転換を図る必要があることから飼料用米を拡大した面積について助成を行う。 地域農業再生協議会として取組推進のチラシ等を農業者に送付し、地域ごとに説明会を行い取組拡大の推進を図ってきた。 令和6年度の目標については、取組面積175ha、10a当たりの生産費84,000円で、実績は40.8ha、86,100円と目標には届かなかった。令和5年度の実績は33.8haであったため、飼料用米への転換の動きは大きく変わらなかった。これは、主食用米の価格が持ち直してきたことが影響していると考えられる。 令和7年度において、目標面積180ha、生産費83,800円で、実績は2.1ha、86,100円と目標を大きく下回った。これは主食用米の価格高騰により主食用米に移行した農業者が増加したことによると思われることから、単価を2,000円から4,000円に引き上げ、令和8年度も需要に応じた米生産を実施するため産地交付金を活用し、取組面積拡大の推進を行っていく。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	飼料用米取組拡大面積 10aあたりの生産費	目標	170ha 84,000円/10a	175ha 84,000円/10a	180ha 83,800円/10a	185ha 83,000円/10a
		実績	33.8ha 86,100円/10a	40.8ha 86,100円/10a	2.1ha 86,100円/10a	—
内 容	飼料用米(一般品種・多収品種)の拡大面積について、生産流通コストの削減を図る取組を支援。なお、飼料用米については更に作付の推進を図る必要があることから県枠設定の飼料用米に係る各種支援に上乗せする支援を行う。					
具体的要件	1. 助成対象者 需要者等に出荷販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2. 取組要件 (1) 資材の低減を図るため、以下の①から⑦の取組中からいずれか4つ以上の取組を行うこと。 ①直播栽培(福島県稲作畑作技術指針に基づく栽培を行うこと) ②温湯種子消毒 ③側条施肥 ④農薬の田植同時処理 ⑤疎植栽培(株間15cm以上広げた栽培) ⑥立毛乾燥 ⑦高チンソ肥料の使用 (2) 需要者と出荷・販売契約等(自家利用は除く)を締結するとともに、収穫、販売を行うこと。 (3) 加工用米等取組計画書が受理されていること。 (4) 前年度と比較して取組面積が増加していること。					
取組の 確認方法	1. 助成対象者 交付申請者及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 2. 取組要件 (1) 資材費の低減 ①、②、⑤は、作業日誌、必要に応じて現地確認で確認する。 ③、④、⑦は、作業日誌、資材の購入伝票、必要に応じて現地確認で確認する。 ⑥は、作業日誌、現地確認で確認する。 (2) 出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことのある書類により確認する。 (3) 農政局長からの情報提供書類。 (4) 飼料用米契約書及び営農計画書で確認する。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1. 取組拡大面積については、交付対象面積を集計する。 2. 資材費の低減は主要農家等の聞き取り調査により相馬市の生産費を確認する。					
備 考	令和8年度の実績状況の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 また、個票5、8の飼料用米に係る助成との重複助成可とする。なお、支援年限については設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	相馬市地域農業再生協議会				整理番号	5(継続 R1)	
使途名	飼料用米多収栽培技術導入支援(多収品種)						
対象作物	飼料用米(多収品種)(基幹作物)						
単 価	対象面積10a当たり(水田) 4,000円/10a						
課 題	需要に応じた米生産を推進するためには、主食用米から今後需要が見込まれる飼料用米への転換を図る必要がある。特に、多収品種の導入と多肥栽培を組み合わせた多収栽培技術を推進し、収益力向上を図る必要があるが、当市の現状は10a当たりの単収は約480kg(相馬市の主要農家の聞き取り調査による)で多収品種の全国平均収量の538kg(2018年産:農林水産省政策統括官・飼料用米の推進による)を下回っている。 多収品種の取組については、収量を上げるには、追肥を行うことが重要であり、一般品種に比べ肥料代や種代に経費が掛かる短所があることから、短所をカバーするためにも産地交付金で支援することにより普及率向上を目指す。さらに収量増加に繋げるため、土壌診断による適正施肥を取組要件に追加し推進を行っている。 令和6年度は、目標面積185ha、収量530kg/10a、生産費84,000円/10aで、実績面積は306.3haと目標を大きく上回った。要因としては、令和6年度より、飼料用米の一般品種における戦略作物助成の交付単価が段階的に引き下げられたことで、多収品種を取り組む農業者が増えたことによると考えられる。取組面積は増加したものの収量と生産費については目標まで届かなかった。 令和7年度においては、目標面積356ha、生産費83,700円/10aで、実績は70ha、86,100円と目標を下回った。これは主食用米の価格高騰により主食用米に移行したことと考えられ、令和8年度について需要に応じた米生産を推進するためにも、単価を2,000円から4,000円に引き上げ、産地交付金による支援をおこないながら維持・拡大を図る必要がある。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	多収栽培技術導入面積、 10a当たりの収量 10a当たりの生産費	目標	180ha 530kg/10a 84,000円/10a	185ha 530kg/10a 84,000円/10a	356ha 532kg/10a 83,700円/10a	360ha 534kg/10a 83,500円/10a	
		実績	82.5ha 500kg/10a 86,100円/10a	306.3ha 500kg/10a 86,100円/10a	70.0ha 500kg/10a 86,100円/10a	—	
内 容	飼料用米を多収品種の導入と多肥栽培を組合せた多収栽培技術による生産の取組を支援。なお、飼料用米については、今後更に作付けの推進を図る必要があることから、県枠設定の飼料用米に係る各種支援に上乗せによる支援を行う。						
具体的要件	1. 助成対象者 需要者等に出荷販売することを目的として対象作物の生産に取り組む認定農業者、集落営農組織とする。 2. 取組要件 ①多収品種の作付 (多収品種とは、需要に応じた米生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める品種とする。) ②多肥栽培(福島県が指導する栽培指針による多肥栽培に取り組むこと。)及び追肥の施用。 ③需要者と出荷・販売契約を締結するとともに、収穫、販売を行うこと。 ④加工用米等取組計画書が受理されていること。 ⑤土壌診断による適正施肥を行うこと。						
取組の 確認方法	1. 助成対象者 営農計画書、交付申請書、水田台帳、共済細目書及び利用供給協定書(自家利用計画書)、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等の出荷・販売を行ったことが確認できる書類 2. 取組要件 ①多収品種種子購入伝票、営農計画書、現地確認により確認する。 ②作業日誌、福島県が指導する栽培指針に沿った施肥を行ったことが分かる書類により確認する。 ③出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことが分かる書類により確認する。 ④農政局長からの情報提供書類。 ⑤作業日誌により確認する。						
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1. 取組面積については、交付対象面積を集計。 2. 10a当たりの収穫量については、加工用米等生産出荷量一覧表及び水田活用の直接支払交付金における飼料用米の数量報告書により確認する。 3. 生産費については取組実績状況を作業日誌にて確認し、生産者等からの聞き取り調査を行い確認する。						
備考	令和8年度の実績状況の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。 また、個票4、8の飼料用米に係る助成との重複助成可とする。なお、支援年限については設定していない。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	相馬市地域農業再生協議会				整理番号	6(継続 H28)
使途名	地域振興作物助成					
対象作物	野菜(ねぎ・ブロッコリー・かぼちゃ)(基幹作物)					
単 価	対象面積10a当たり(水田) 7,000円/10a					
課 題	主食用米の需給減が見込まれる中、相馬市では水稲単作の農家が大半を占め、作付けは主食用米に偏重している。相馬市としては、ねぎ、ブロッコリー、かぼちゃを高収益が見込まれる地域振興作物として設定しており、新規就農者支援の推進作物とするなど、新規取組推進を図っている。高齢化等により担い手が減少したこと、新たな作物に伴う技術の習得が年々難しくなっていくことなどから面積が減少し、令和6年度については、目標7.6haに対して、実績3.2ha、令和7年度については目標5.0haに対して、実績2.3haと、未だに目標には届かず、面積も減少し続けている。 このことから、令和7年度については、引き続きこれ以上の取組面積の減少を止めるため、また、作付面積をさらに増やすために、農地中間管理事業の活用を推進し、法人や認定農業者等が、地域全体を見渡して上記対象作物の作付けを計画的に行えるよう、地区毎に農業者向け説明会や個別相談会を行うことにより、取組面積の維持、拡大を図ってきたが、目標には届かなかった。 令和8年度について、面積を拡大するために必要なこととして、地区毎に若い担い手の醸成と地域一体となった産地形成であるため、説明会や個別相談会の際には特に若い担い手を中心とした地域振興作物の産地づくり推進を図ることとする。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地域振興作物の作付面積	目標	7.5ha	7.6ha	5.0ha	7.8ha
		実績	4.1ha	3.2ha	2.3ha	—
内 容	対象作物の生産を行い、出荷・販売を行う取組を支援する。					
具体的要件	1. 助成対象者 需要者等に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2. 取組要件 出荷・販売を目的として、収穫、販売する。					
取組の 確認方法	1.助成対象者 交付申請者及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 2.取組要件 営農計画書及び現地確認。作業日誌、販売伝票等で確認する。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 作付面積については、交付対象面積を集計。					
備考	令和8年度の取組状況の検証を行い、効果が確認できれば次年度も引き続きの支援を行う。 なお、支援年限については設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	相馬市地域農業再生協議会			整理番号	7(継続 H28)	
使途名	野菜・花き・花木・果樹(基幹作物)助成					
対象作物	野菜・花き・花木・果樹(基幹作物)(別紙2助成対象作物一覧のとおり)					
単 価	対象面積10a当たり(水田) 5,000円/10a					
課 題	相馬市では、水稲単作の農家が入干を止め、作付は主食用米に偏重している。高収益が充てられる園芸作物について、これまでも地域振興作物を設定し、取組の推進を図っている。しかし、高齢化に伴う後継者不足による離農により増加した遊休農地化の水田の有効活用として、JAの野菜担当者と連携しながら新規就農者等に年数回のフォローアップによる栽培等の指導、推進を行ってきたが目標面積には届いていない。 令和5年度の実績から高齢化や離農等の農業者の状況を考慮し地域協議会として検証を行った上で、令和6年度から目標面積を8.96ha(野菜7.4ha、花き1.36ha、果樹0.20ha)に設定したが、実績は、6.9ha(野菜5.4ha、花き1.5ha、果樹0ha)となり、昨年より増加したものの、目標には届かなかった。 令和7年度についても、目標面積を9.18ha(野菜6ha、花き1.37ha、果樹0.21ha)に設定したが、実績は、6.05ha(野菜5.02ha、花き1.03ha、果樹0ha)と目標には届かなかった。これは高齢化による農業者の減少と、鳥獣被害等による作付面積の減少などが考えられる。 令和8年度については、これ以上の取組面積の減少を止めるため、また、さらに作付面積を増やすために産地交付金を活用し、農業者向け説明会や個別相談会を行いたが、取組面積の維持、拡大を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	野菜の 作付面積	目標	7.4ha	7.4ha	6.0ha	7.7ha
		実績	4.99ha	5.4ha	5.02	—
	花き・花木の 作付面積	目標	1.35ha	1.36ha	1.37ha	2.00ha
		実績	1.16ha	1.5ha	1.03	—
	果樹の 作付面積	目標	0.19ha	0.20ha	0.21ha	0.22ha
		実績	0ha	0ha	0ha	—
	計	目標	8.94ha	8.96ha	9.18ha	9.3ha
		実績	6.15ha	6.9ha	6.05ha	—
内 容	対象者が、水田に対象作物の作付を行い、出荷・販売を行う取組を支援する。					
具体的要件	1. 助成対象者 需要者等に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2. 取組要件 需要者等へ出荷・販売を行う。 果樹は新植に限る。					
取組の 確認方法	1.助成対象者 交付申請者及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 2.取組要件 ・営農計画書及び現地確認。作業日誌、販売伝票等で確認する。 ・果樹については、苗木の購入伝票。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 作付面積については、交付対象面積を集計。					
備考	令和8年度の実績から高齢化や離農等の農業者の状況を考慮し地域協議会として検証を行った上で、令和6年度から目標面積を8.96ha(野菜7.4ha、花き1.36ha、果樹0.20ha)に設定したが、実績は、6.9ha(野菜5.4ha、花き1.5ha、果樹0ha)となり、昨年より増加したものの、目標には届かなかった。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	相馬市地域農業再生協議会				整理番号	8(継続 H29)
使途名	わら利用(耕畜連携)					
対象作物	飼料用米の生産ほ場の稲わら(基幹作物)					
単 価	対象面積10a当たり(水田) 7,000円/10a					
課 題	相馬地域内の繁殖と牛頭数は横ばいであるが、まだ本取組を利用していない畜産農家もいる。そのため、稲わらの需要がまだ見込める状況であると考えられるため、飼料用米生産後の稲わらの利活用を推進する。 令和5年度には、転作推進を図る農業者向け説明会や個々人の規模に応じた水田の有効な利用を図る個別相談会を行ったこと、本取組を利用していない畜産農家への個別の推進を行ってきた。令和6年度には、取組目標面積6.5haまで拡大し、管内に17戸ある畜産農家に占めるわら利用の取組率を5%にすることを目標に設定し推進を図ったが、実績は3.9haと目標には届かなかった。 令和7年度は飼料用米の取り組む農業者の減少により、畜産農家の飼料用米取組も減少しわら利用を行う農業者も減少し、取組目標面積7haに対して実績面積は0となってしまう。 令和8年度においては、社会的な物価高騰により粗飼料の高騰の影響が出ると思われるため、わら利用について有効な飼料としての活用を周知するとともに、飼料用米の推進と合わせ産地交付金による支援を継続することで、取り組みの推進を図る。					
目 標	飼料用米の稲わらの利用面積、畜産農家に占めるわら利用の取組率		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		目標	6ha 5%	6.5ha 5%	7ha 6%	7.5ha 7%
		実績	3.8ha 1%	3.9ha 1%	0ha 0%	—
内 容	飼料用米の生産ほ場の稲わら利用の取組をした場合、その取組面積に応じた助成を行う。(なお、同一の水田において複数の耕畜連携の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組の選択とし、重複助成はしない。)					
具体的要件	1.助成対象者 連携の相手方となる者との間に、(3年間以上を締結期間とする)利用供給契約書(利用供給協定に含まれるべき事項は別紙3のとおり)を締結(自家利用の場合には自家利用計画書を策定)する農業者又は集落営農組織とする。 2.取組要件 ・利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組で、次に掲げる事項をすべて満たすこと。なお、稲わらを給餌する畜種は、繁殖と牛、肥育牛、乳牛とする。 ①当年産において、飼料用米の作付が行われる水田であること。 ②その稲わらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種子として利用される稲の作付であること。 ③刈取り時期が出穂期以降で利用供給に定める時期としていること。 ④加工用米等取組計画書が受理されていること。 ・飼料用米について、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙4の取組のうち1つ以上に取組むこと。					
取組の 確認方法	1.助成対象者 営農計画書、水田台帳、共済細目書及び利用供給協定書(自家利用計画書)、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等の出荷・販売を行ったことが確認できる書類 2.取組要件 現地確認、営農計画書、農政局長からの情報提供書類、利用供給協定書(自家利用計画書)、出荷契約書、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことが分かる書類。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 ・稲わらの利用面積について、交付対象面積を集計。 ・わら利用に取り組む農業者数と、管内の畜産農家数を比較し取組率を計算する。					
備考	令和8年度の取組状況の検証を行い、効果が確認できれば次年度も引き続きの支援を行う。 また、同一の水田において複数の耕畜連携の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組の選択とし、重複助成はしない。ただし、個票4、5の飼料用米に係る助成との重複助成可とする。なお、支援年限については設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	相馬市地域農業再生協議会				整理番号	9(継続 H29)
使途名	資源循環(耕畜連携)					
対象作物	粗飼料作物(粗飼料作物等の範囲は、別紙2に定める作物)(基幹作物)					
単 価	対象面積10a当たり(水田) 7,000円/10a					
課 題	現在も輸入飼料価格の高騰が続いており、耕畜連携による水田の高度利用と飼料自給率の向上に資する取組として、本取組を推進していく必要がある。また、水田で生産した粗飼料作物を牛に給餌し、飼料生産水田へ堆肥を散布することによって、化学肥料等資材コスト低減を図ることができ、粗飼料作物等の収益性を上げることができる。しかし、上記のような状況にもかかわらず、取組面積は伸びていない。これは堆肥をつくることに手間がかかると農業者が認識していることが原因である。 農業者向け説明会や個別相談会により販売される肥料と本事業で得られる堆肥の養分の違いを理解し、堆肥の需要を高めて堆肥を有効に活用する意識改革等の啓蒙を行い、取組の推進を行っているが、令和6年度についても、目標には届かなかった。令和7年度についても、目標面積25.5ha、10a当たりの資材費12,700円に対し、実績は取組面積17.6ha、10a当たりの資材費14,580円と、目標達成とはならなかった。 令和8年度においても輸入飼料価格の高騰が続くと予想されることから、現状取り組んでいる農業者だけではなく、新たに取組む農業者確保のために周知を徹底すると共に、産地交付金による支援を継続し、本取組を推進していく必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	資源循環取組面積、10a 当たりの粗飼料作物資材 費	目標	24.5ha 12,900円/10a	25ha 12,800円/10a	25.5ha 12,700円/10a	26ha 12,600円/10a
		実績	17.5ha 14,580円/10a	17.6ha 14,580円/10a	17.6ha 14,580円/10a	—
内 容	水田で生産された粗飼料作物等の供給を受け家畜の排せつ物から生産された堆肥を、粗飼料作物を作付けした水田に施肥する取組をした場合、その取組面積に応じて支援する。(なお、同一の水田において複数の耕畜連携の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組の選択とし、重複助成はしない。)					
具体的要件	1. 助成対象者 連携の相手となる者との間に、(3年間以上を締結期間とする)利用供給協定(利用供給協定に含まれるべき事項は別紙3のとおり)を締結する農業者又は集落営農組織とする。 2. 取組要件 水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組で、次に掲げる事項を全て満たすこと。 なお、粗飼料作物等の給餌する畜種は、繁殖和牛、肥育牛、乳牛とする。 (1)当該年度における堆肥の散布の取組であること。 (2)散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 (3)堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く)であること。 (4)同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けていない水田であること。 (5)堆肥の散布量が10a当たり2t又は4㎡以上であること。 ※自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。					
取組の 確認方法	1.助成対象者 営農計画書、交付申請書、水田台帳、共済細目書及び利用供給協定書(自家利用計画書)、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等の出荷・販売を行ったことが確認できる書類 2.取組要件 営農計画書、飼料供給協定書、並びに販売伝票、引渡伝票、作業日誌等、出荷・販売・収穫・堆肥の散布量がわかる書類又は写真、及び現地確認。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1.取組面積については、交付対象面積を集計。 2.粗飼料作物の資材費については、相馬市の主要農家等の聞き取りデータ等を用いて算出する。					
備考	令和8年度の取組状況の検証を行い、効果が確認できれば次年度も引き続きの支援を行う。 また、同一の水田において複数の耕畜連携の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組の選択とし、重複助成はしない。 ただし、個票3の粗飼料作物に係る助成との重複助成可とする。なお、支援年限については設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別紙 1)

団地化の要件

※次のいずれかに該当すること。

- ① 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの。
- ② 2つ以上の農地が農道又は水路を挟んで接続しているもの。
- ③ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの。
- ④ 段上をなしている2つ以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの。
- ⑤ 2つ以上の農地が該当農地の耕作者の宅地に接続しているもの。
- ⑥ 同じ進入路に面した2つの農地の間に、一筆の農地が存在しているもの。
- ⑦ 2つの農地の進入路の間の距離が、どちらかの農地の一辺以下の長さとなっているもの。
- ⑧ 2つの農地の進入路の間の距離が、120m以下となっているもの。
- ⑨ 農道及び用排水路により囲まれた一連の農地に、2つ以上の農地があるもの。
- ⑩ 大規模団地(団地化)とは、1作物概ね6ha以上の場合の団地を形成した場合とする。
- ⑪ 小規模団地(集積化)とは、1作物概ね2ha以上6ha未満の団地を形成した場合とする。
- ⑫ その他相馬市地域農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの。

(別紙 2)

助成対象作物一覧	
対象分類	対象作物
粗飼料作物	青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、オーチャードグラス チモシー、イタリアンライグラス
野菜 ※出荷用	いちご、トマト、ヨモギ、きゅうり、キャベツ、こまつな、さといも セリ、とうもろこし、だいこん、たまねぎ、ナス、えごま、きのこ じゃがいも、ほうれん草、レタス
花き・花木 (切り花、枝物、鉢物、種苗類) ※出荷用	ストック、ストレッチア、スターチス ゆり、トルコキキョウ、りんどう、菊 シクラメン、サイネリア、ラベンダー
果樹 ※新規作付のみ対象	日本なし、いちじく、キウイフルーツ、りんご 柿、梅、ぶどう、栗

(別紙 3)

利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとします。

- 1 わら利用(飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)
 - (1)取組の内容
 - (2)わらを生産する者
 - (3)わらを収集する者
 - (4)わらを利用する者
 - (5)ほ場の場所及び面積
 - (6)刈取り時期
 - (7)利用供給協定締結期間
 - (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
 - (9)給餌する畜種(繁殖和牛、肥育牛、乳牛)
 - (10)その他
- 2 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)
 - (1)取組の内容
 - (2)供給される飼料作物の種類
 - (3)飼料作物を生産する者
 - (4)堆肥を散布する者
 - (5)ほ場の場所及び面積
 - (6)堆肥の散布時期及び量
 - (7)利用供給協定締結期間
 - (8)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
 - (9)給餌する畜種(繁殖和牛、肥育牛、乳牛)
 - (10)その他

(別紙 4)

生産性向上のための取組(いずれかの取組を実施する)

取組内容	備考
多収品種の導入	
直は栽培	
温湯種子消毒	
側条施肥	
農薬の田植同時処理	
疎植栽培(株間15cm以上広げた栽培)	
立毛乾燥	
高チッソ肥料の使用	
適期収穫	

(別紙 5)
多収品種

品種名	備考
	あきいいな
	亜細亜のかおり
	いわいだわら
	笑みたわわ
	えみゆたか
	オオナリ
	きたげんき
	北瑞穂
	クサホナミ
	たちじょうぶ
	ふくのこ
	ふくひびき
	べこあおば
	べこごのみ
	北陸193号
	ホシアオバ
	ミスホチカラ
	みなちから
	モグモグあおば
	もちだわら
	モミロマン
	夢あおば